

## 宇部市インターネット市民モニター設置要綱

### (設置)

第1条 市政に関する市民の意向を調査し、今後の市政運営の参考とするため、宇部市インターネット市民モニター（以下「市民モニター」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 市民モニターは、市長が回答を依頼した市政に関するアンケートについて、インターネットを利用して指定された期限内に回答するものとする。

### (登録要件)

第3条 市民モニターとして登録することができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。ただし、国又は地方公共団体の職員である者、市議会議員など公選による職にある者を除く。

- (1) 本市に住所を有する者又は本市に通勤若しくは通学する者であること。
- (2) 市からの情報提供又は連絡事項の受信、市政に関するアンケートへの回答の送信その他のインターネットを用いた市との送受信が可能な条件を備えている者であること。

### (申請)

第4条 前条の登録要件に該当する者で、市民モニターに登録しようとするものは、うべ電子申請サービスにより申請するものとする。

### (登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、市民モニターの登録を決定したときは宇部市インターネット市民モニター登録決定通知書（様式第1号）により、市民モニターの登録申請を却下したときは宇部市インターネット市民モニター登録申請却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (変更の届出)

第6条 市民モニターは、登録した内容について変更が生じたときは、直ちに宇部市インターネット市民モニター登録内容変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

### (有効期間)

第7条 市民モニターの任期は、市民モニターの登録をした日から登録を取り消された日までとする。

### (禁止行為)

第8条 市民モニターは、次に掲げる行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

- (1) 不正な回答をする行為

- (2) 同一人物による重複登録する行為
- (3) 他人になりすまして登録する行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為  
(登録の取消し)

第9条 市長は、市民モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する登録要件を欠いたとき。
- (2) 前条に掲げる行為を行ったとき。
- (3) 登録された電子メールアドレスに電子メールが到達しなくなったとき。
- (4) 1年以上アンケートへの回答が行われないうとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が市民モニターとして不相当であると認めるとき。

(個人情報保護)

第10条 市長は、市民モニターから登録の際に収集した個人情報及びアンケートの実施により得た情報を、宇部市個人情報保護条例（昭和62年条例第16号）に基づき適正に取扱い、管理するものとし、かつ、市政運営の参考のための集計及び分析以外の目的でこれを利用してはならない。

(公表)

第11条 市長は、アンケートの結果を市のホームページで公表するものとする。

(費用負担)

第12条 市民モニターが電子メールの送受信に要する費用及びインターネット環境の維持に要する費用は、市民モニターの負担とする。

(謝礼)

第13条 市長は、市民モニターに対し謝礼の支払いは行わないものとする。

(特典)

第14条 市長は、市民モニターのアンケートへの協力に対し、特典を付与することができる。

(協賛者の募集)

第15条 市長は、別に定めるところにより、随時、市民モニター制度に協賛する者の募集を行うものとする。

(庶務)

第16条 市民モニターに関する事務は、政策広報室広報広聴課において処理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、市民モニターに関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

インターネット市民モニター登録決定通知書

宇部市長 印

年 月 日付けで申請のあった宇部市インターネット市民モニターの登録について、宇部市インターネット市民モニター設置要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

市民モニター登録内容

登録番号	
登録年月日	年 月 日
住所	
氏名・性別	
生年月日	年 月 日
職業	
連絡用電子メールアドレス	
連絡先電話番号	

アンケート回答用ID	
アンケート回答用パスワード	

第2号様式(第5条関係)

宇広第 号  
年 月 日

様

インターネット市民モニター登録申請却下通知書

宇部市長

年 月 日付けで申請のあった宇部市インターネット市民モニターの登録について、宇部市インターネット市民モニター設置要綱第5条の規定により、次のとおり申請を却下したので通知します。

却下した理由

第3号様式(第6条関係)

インターネット市民モニター登録内容変更届出書

年 月 日

宇部市長 様

届出者 住所  
氏名  
登録番号( )

宇部市インターネット市民モニター設置要綱第6条の規定により、宇部市インターネット市民モニターの登録内容について変更が生じたので、次のとおり変更を届け出ます。

1 変更年月日

2 変更内容 (※変更があった項目についてのみ記入してください。)

項 目	変更後の内容
氏 名	
住 所	
職 業	
電子メールアドレス	
連絡先電話番号	